

入学金及び授業料等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、江戸川看護専門学校学則（以下「学則」という。）第31条の規定に基づき、入学金及び授業料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学生納付金)

第2条 入学金及び授業料等の金額は、細則別表1のとおりとする。

(授業料の納入方法)

第3条 授業料は、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ前期分及び後期分とし、納入期限までに納入しなければならない。

2 既納した「学生納付金」等は一切返還しない。

(休学の場合の授業料)

第4条 休学期間中の授業料は「在籍料」として納入し、金額は細則別表2のとおりとする。また、前期又は後期の途中において休学又は復学する場合にあっては、休学又は復学の日の属する期分の授業料を納入しなければならない。

(授業料等の徴収猶予又は減額若しくは免除)

第5条 校長は、災害その他の理由により納入期限までに入学金又は授業料（以下この条において「授業料等」という）の納入が極めて困難と認められる者に対し、授業料等の徴収を猶予し又は授業料等を減額し若しくは免除することができる。

2 校長は、やむを得ない事情があると認めるときは、学則第23条の規定により除籍した者の未納の授業料を免除することができる。

3 前2項の規定による授業料等の徴収猶予又は減額若しくは免除を受けようとする者は、納入期限までに校長に申請しなければならない。ただし、納入期限までに申請することができない特別の事情があると校長が認めた場合は、この限りでない。

(規則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、校長が行う。

附則 この細則は平成27年4月1日から施行する。

附則 この細則は平成28年4月1日から施行する。

附則 この細則は平成31年4月1日から施行する。

附則 この細則は令和2年4月1日から施行する。

附則 この細則は令和3年4月1日から施行する。

附則 この細則は令和4年4月1日から施行する。

附則 この細則は令和5年4月1日から施行する。

附則 この細則は令和6年4月1日から施行する。

細則別表 1 「学生納付金」

学 年	入学金	授業料	教育実習費	施設設備費	合 計
1 年次	300,000	600,000	150,000	150,000	1,200,000
2 年次	—	600,000	150,000	150,000	900,000
3 年次	—	600,000	150,000	150,000	900,000
合 計	300,000	1,800,000	450,000	450,000	3,000,000

※学生は、納付金の他に学生保険料、教科書代、参考書代、教材費、実習被服費、健康診断料、予防接種代及び交通費等を負担する。

細則別表 2 「休学時の在籍料」

在籍期間	在籍料
半期 (6 か月)	60,000
1 年間	120,000